

「八ヶ岳周辺のゴミ問題を考えるネットワーク」
灰溶融炉を考える会
呼びかけ人 河西 章 様
同 細川 宏子 様
同、小林 峰一 様
八ヶ岳なんでも気にする若者の会
代表 篠崎 美和 様

諏訪南行政事務組合
組合長茅野市長 矢崎和広

公開質問状について(回答)

当組合が計画する焼却灰の溶融処理施設整備事業に関し、平成 18 年 9 月 25 日付にて提出のありました公開質問状への回答に対する再質問及び追加質問への回答を次のとおりいたします。

なお、今回のご質問等が、前回のご質問に関連するため、8 月 26 日付けでいただきましたご質問及びその回答を の枠内に、今回のご質問を[今回の質問(質問 への回答について)]とし、その回答を[回答]とさせていただきます。

また、ご質問の中で特定個人を名指しする箇所につきましては、「 」と表記させていただきました。

=====

公開質問状への回答に対する再質問、及び、追加質問

本状は、公開質問状に対する回答を頂いた中で、質問の趣旨が正しく伝わっていなかったと思われるものについては、その趣旨をわかりやすく説明し、再度質問するものです。また、回答を頂いた上で生じた、新たな疑問の質問を追加しました。

質問に対する、適切で誠意ある回答を切望致します。

[今回の質問(質問 1- への回答について)]

「平成 18 年 8 月現在の状況を把握していません」とありますが、把握すべき調査はされたのでしょうか。行った調査はどのようなものでしょうか。(平成 18 年 3 月までの資料の有無を環境省に問い合わせをした等)。

本質問の理由のひとつには、第二回説明会において「全国の溶融施設の数とその内事故等を起こした施設数」に関する質問が出され、組合の 氏が「宿題にさせてください」と言ったことの確認という意味合いも含まれています。その際に 氏が使っていた最新の資料が平成 17 年 3 月現在のものでありました。2ヶ月もの時間がありながら宿題を果たせなかったのは何故でしょうか。

溶融施設を建設しようというのであれば、現況把握は当然のことと思われる。全国レベルの調査資料がなくても、6方式 13 社については各社に問い合わせして各個の資料を請求することは可能ですので、現況把握を行い、住民に公開してください。

質問 1-

H18 年 8 月現在、全国にはいくつの灰溶融炉があるかあげて下さい。
(その場所とメーカーを具体的に)

< 回答 >

本年 8 月現在の状況は把握していませんが、環境省の一般廃棄物処理実態調査施設整備状況(平成 16 年度調査結果)によりますと、平成 17 年 3 月現在の焼却灰を溶融している一般廃棄物焼却施設は 135 施設(整備予定含む)です。

メーカーにつきましては、同調査に載っておらず、他に全国レベルの調査資料がないため把握することはできませんでした。

平成 9 年度からの旧厚生労働省及び環境省の全国調査による一般廃棄物の溶融処理施設及び焼却灰溶融固化処理施設の整備状況は、次のとおりです。

施設の詳細につきましては、別添の「資料 1」をご覧ください。

区分	全国のごみ焼却処理施設数(休止を含む)	全国ごみ焼却施設の内、溶融処理施設数	焼却灰溶融固化 処理施設数
平成 10 年 3 月現在	-	-	20
平成 11 年 3 月現在	1,769	42	38
平成 12 年 3 月現在	1,716	52	45
平成 13 年 3 月現在	1,715	74	64
平成 14 年 3 月現在	1,680	82	71
平成 15 年 3 月現在	1,490	132	110
平成 16 年 3 月現在	1,396	153	124
平成 17 年 3 月現在	1,374	170	135

[回答]

富士見町で開催した第 2 回住民説明会において使用した資料は、民間のコンサルタント会社から提供を受けたものであります。

前のご質問への回答資料は、国が公表した一般廃棄物処理実態調査施設整備状況(平成 16 年度調査結果、本年 6 月 20 日同省ホームページ掲載)を参考に、当組合で第 3 回住民説明会資料として調製したものを使用させていただきます。

検討委員会が推薦する 6 方式 13 社の受注実績につきましては、総合評価入札方式を導入する場合、判定委員会(仮称)において改めて確認検討作業を行うこととなります。

[今回の質問(質問 1- 、1- への回答について)]

11 施設の名称及び所在地はどこでしょうか。

本質問を行った理由は、第一回説明会において組合が持っていた掘り起こしに問する資料が古く、資料としての価値が低いものであったため、その後適切な情報収集がなされ現況把握は充分であるのかという確認の意味も含まれています。

また、灰を運搬する際に灰が飛散されることは無いのか、本当に安全なのかを証明するためには、実際に掘り起こし運搬している事例を参考にしたり、現地調査する必要があると思います。つまり、他の同様施設との比較を行い、安全であることを証明し、その根拠を示してください。

質問 1-

そのうち、一度埋めた灰を掘り返して溶融している施設はいくつありますか。

< 回答 >

当組合で把握している施設は 11 施設です。

質問 1-

の掘り返した灰を溶融している施設の中で、掘り起こし現場と溶融施設の離れている例がいくつありますか。あれば場所と搬送距離を教えてください。

< 回答 >

当組合が計画する掘り起こし場所は、茅野市と南諏衛生施設組合の2ヵ所あります。他の同様施設と比較する性質のものではありませんので、特に把握することはしていません。

[回答]

当組合では、掘り起こし事例を全国レベルで調査しておりませんが、第1回説明会では、日本鋳業協会が経済産業省の補助を受けて検討した「平成 15 年度非鉄金属精錬の有する現状リサイクル技術情報管理及び循環型社会の更なる構築に向けた活用策等の検討、報告書(要約版)」に掲載されたものを参考に紹介させていただきました。

ご説明させていただいた施設は、次の 11 施設です。

なお、「岐阜県クリーンプラザ中濃」を担当職員が、「長崎県諫早市環境センター」を当組合の正副組合長である茅野市長、富士見町長、原村長が揃って現地を視察し、掘り起こし物の処理状況等について現場職員からヒヤリングを行い、その安全性を確認しておりますことを説明会でご説明申し上げているところです。

青森県中部上北清掃センター

新潟県澁川クリーンセンター

岐阜県クリーンプラザ中濃

三重県亀山市総合環境センター

兵庫県高砂市ごみ焼却処理施設

香川県直島環境センター

長崎県諫早市環境センター

大分県エコセンター 番匠

鹿児島県国分地区敷根清掃センター

鹿児島県喜界島(実証炉)

11 鹿島建設事例 (A 県)

[今回の質問(質問 1- 、 への回答について)]

通常運転を停止した施設においてはごみや焼却灰の処理を行うことができません。場合によってはそれらの処理を別の施設へ委託処理することにもなるでしょうが、その場合の運転費用や運転停止中の従業員の給料などもメーカーが負担するのでしょうか。

実際に、メーカーに有価物であると言われていたスラグが売り物にならず、外部にスラグの処理を依頼することになった際に、その処理費用を請求されたという事例もあります。

また、これまでに建設された溶融施設において、各地でコストの増大によって計画が中止になったり建設されたにも関わらず運転されないという事例もあります。

メーカーの提示するコストを鵜呑みにするのは危険であることは、溶融施設に限らず過去の公共事業の例などをみれば明らかではないでしょうか。全国の施設で起きた、各種のトラブルによる補修等の費用を比較し、住民に対して公開してください。

質問 1-

現在までに通常運転を停止したことがある施設で、トラブルにより新たに発生した費用を教えてください。

< 回答 >

当組合が総合評価入札を導入する場合、施設の建設に要する費用(イニシャルコスト)及び施設の運転管理等に要する費用(ライフサイクルコスト)を合わせた入札を行う予定です。

ライフサイクルコストには、施設が通常稼働するために必要な費用及び各種のリスク費用負担等を含みますので、全国の施設で起きた各種のトラブルによる補修等の費用を調査比較する必要がありませんので、特に把握することはしていません。

質問 1-

運転コストの増加などにより稼働を停止した施設があれば、その理由と場所を教えてください。

< 回答 >

当組合が総合評価入札を導入する場合、施設の建設に要する費用(イニシャルコスト)及び施設の運転管理等に要する費用(ライフサイクルコスト)を合わせた入札を行う予定です。

ライフサイクルコストには、施設が通常に稼働するために必要な費用及び各種のリスク費用負担等が含まれるため、契約外のコストが増加することはありませんので、特に把握することはしていません。

[回答]

前回の質問に対し、「当組合が総合評価入札を導入する場合、施設の建設に要する費用(イニシャルコスト)及び施設の運転管理等に要する費用(ライフサイクルコスト)を合わせた入札を行う予定です。ライフサイクルコストには、施設が通常に稼働するために必要な費用及び各種のリスク費用負担等が含まれるため、契約外のコストが増加することはありませんので、特に把握することはしていません。」と回答させていただきましたように、ご心配をいただくような費用が発生することはめりませんので、ご理解願います。

[今回の質問(質問2- への回答について)]

以前は「すでに数社から引き合いがきている」と言っていたのですが、あれは虚偽だったのでしょうか。

また、JIS が制定されたそうですが、その後問い合わせはあったのでしょうか。

JIS 規格を満たしたスラグであれば本当に売れるのか、全国とも長野県全域とも言いませんが、せめて近圏に在所がある建設業者等へアンケート調査を行ってみてはどうでしょうか。

施設の建設が始まってから、市場調査の結果が不的確と明らかになっても対処のしようがありません。市場調査は最低でも入札より前に完了している必要があります。直ちに市場調査を行い、結果を公開してください。

質問2-

すでに数社から引き合いが来ているそうですが、候補として上がっている業者名。

< 回答 >

導入する溶融方式や機種が決まっていない現段階では、水砕スラグなのか除冷スラグなのか未定であり、販売先によって使用したいスラグの形状が異なるものと考えられますので、導入機種が決定した後において、適切に判断したいと考えています。

質問2-

スラグの予定販売価格。

< 回答 >

スラグの販売価格につきましては、施設の稼働までに市場調査を実施したうえで適正に設定します。

[回答]

前のご質問に対し、「導入する溶融方式や機種が決まっていない現段階では、水砕スラグなのか除冷スラグなのか未定であり、販売先によって使用したいスラグの形状が異なるものと考えられますので、導入機種が決定した後において、適切に判断したいと考えています。」また、「スラグの販売価格につきましては、施設の稼働までに市場調査を実施したうえで適正に設定します。」と回答させていただいておりますので、ご理解願います。

[今回の質問(質問2- への回答について)]

質問に対する答えになっていません。

質問しているのは売れ残りについてです。JIS 規格が降りたからといって、市場調査も行っていないのに必ず売れるなどという保障はまったくありません。

倉庫はどの程度の保管量を想定しているのでしょうか。

許容量を超えてしまった場合、余剰スラグはどうするのでしょうか。

質問2-

売れ残ったスラグの保管・処理方法。

< 回答 >

生産したスラグは倉庫に保管し、JIS 規格品としてロット管理を行って販売します。

[回答]

市場調査に関する当組合の考え方につきましては、前段のご質問に対する回答のとおりです。

溶融スラグは JIS 規格に合格するものを生産し、リサイクル製品として売却する計画です。県内の溶融施設では、南信州広域連合が運営する栗林クリーンセンターが稼働していますが、溶融スラグが売れ残るといったことはありません。

また、スラグのストックヤードは、約1月分程度を確保したいと考えております。

[今回の質問(質問2- への回答について)]

質問に対する答えになっていません。

JIS 規格品が"売れる"保障はありません。早急に市場調査等を行って担保となる証拠を示してください。また、「溶融固化処理工程に戻され、再加工」する場合、その費用を負うのはメーカーですかそれとも組合(結局のところ住民の税負担)でしょうか。

質問2-

最終処分場に戻さない予定ですがその担保

< 回答 >

JIS 規格品を生産します。 JIS 検査で不良品が出た場合は、ロット単位で溶融固化処理工程に戻され、再加工することになります。

[回答]

市場調査に問する当組合の考え方につきましては、前段のご質問に対する回答のとおりです。

また、費用負担に関しましては、前のご質問 1- 及び今回のご質問 1- 、 への回答において「当組合が総合評価入札を導入する場合、施設の建設に要する費用(イニシャルコスト)及び施設の運転管理等に要する費用(ライフサイクルコスト)を合わせた入札を行う予定です。ライフサイクルコストには、施設が通常に稼働するために必要な費用及び各種のリスク費用負担等が含まれるため、契約外のコストが増加することはありませんので(以下略)」と回答させていただいておりますので、ご理解願います。

[今回の質問(質問2- 、 への回答について)]

質問に対する答えになっていません。

JIS 規格は酸性雨等を想定した試験を考慮に入れていません。酸性雨に加え、風化や凍結に対する耐久性を証明する証拠を示してください。また、汚染が起きてしまった際の保障について、どのように考えているのでしょうか。事故や汚染という重大な事柄に関しては、常に最悪の事態も想定し、明確なイメージと事後の対策や保障についても検討がなされている必要があるのではないのでしょうか。

質問2-

下諏訪では酸性土壌で水道の配管が腐食した例もありますが、酸性雨に加え風化や凍結に対する耐久性の証明はありますか。

< 回答 >

JIS 規格品を生産します。 JIS 規格の詳細につきましては、別添の「資料2」を ご覧ください。

質問2-

地元の公共事業に使用した場合、時間の経過とともに地下水汚染が心配されますが、もしもの場合に備えて台帳を作成する予定はありますか。また保障についてどのように検討されていますか。

< 回答 >

JIS 規格合格品として試験成績書を発行して販売します。当然のことですが、公金としての売上等を管理するための台帳類はきちんと整えなければなりません。

[回答]

国が定める JIS 規格の耐久性の基準に関して、当組合が証明する必要があるとは考えておりません。

JIS 規格に起因する事象に関しては、JIS 規格を定めた国が保障するものです。

[今回の質問(質問3- への回答について)]

焼却灰と溶融飛灰はまったく別物です。溶融飛灰はその毒性も桁違いに強いが、同様の処理で果たして大丈夫なのでしょうか。安全であるという具体的な根拠を示してください。

掘り起こしを行う処分場に「他の埋立物と区分して戻す」とはどのように行われるのでしょうか。具体的かつ詳細な説明を行ってください。

質問3-

猛毒な灰である飛灰は、ドイツでは核廃棄物と同じ扱いです。薬剤処理するとは言え、最終処分場に埋め戻すとの事ですが、先例があればあげて下さい。またこの最終処分場に戻す予定ですか。

<回答>

現在、諏訪南清掃センターでは発生する飛灰を薬剤処理し、茅野市及び南諏衛生施設組合の最終処分場に埋立をしています。

この処理方法は法に定められており、現在、多くのごみ焼却施設で採用しています。

新たに整備する灰溶融施設の飛灰につきましても、同様に薬剤処理した後、茅野市最終処分場及び南諏衛生施設組合最終処分場に戻しますが、将来において飛灰に含まれる希少金属が資源活用できるよう、他の埋立物と区分して戻します。

[回答]

飛灰の処理及び処分方法に関しては法律で定められ、安全性が確保されていると考えておりますので、当組合がその安全性について具体的な根拠を示す必要はないと考えます。

「他の埋立物と区分して戻す」という説明につきましては、最終処分場にすでに埋め立てられている焼却灰及び不燃残さは掘り起こして溶融リサイクルしますから、この空いたスペースを飛灰やリサイクルできない溶融不適物の埋立スペースとして使用します。

重金属類の含まれる飛灰は、将来「山元還元」することを予定していることから、鉱山や精錬所に運びやすくするため、他のものと混ざらないようにして埋め立てるといことです。

[今回の質問(質問3- への回答について)]

第三者機関の名称及び所在地はどこでしょうか。また、検査結果はどのように公開されているのでしょうか。

2005年9月に岩手県北上市の北上資源化センターにおいて、ダイオキシンの改ざんが判明しました。この事件のことは把握していらっしゃるのでしょうか。この事件のみならず、近年原発や鉄鋼メーカーが情報の隠匿や改ざんを行ったという事件が数多く起きています。そういった事実の上に基づいて検査態勢は考えられているのでしょうか。参考資料 I、H

質問3-

排ガスの自主基準を設けていますが、製鉄メーカーや原子力業界の隠蔽事件が頻発している以上、安全を担保するために第三者機関によるモニタリングが必要と思われますが、どう考えますか。

<回答>

現在、諏訪南清掃センターの排ガス検査は第三者機関に委託しています。検査結果につきましては地元区への説明を行うほか、他の運転データとともに情報公開をしています。

新たに整備する灰溶融施設につきましても、同様に、第三者機関への委託、検査結果の地元区への説明を行うほか、他の運転データとともに情報公開をいたします。

排ガスデータは国へ報告し、ネット上でも公開されます。

[回答]

現在、諏訪南清掃センターでお願いしている第三者機関は、財団法人日本食品分析センター多摩研究所(東京都多摩市永山6丁目11番10号)です。データの改ざん等のご心配をいただくような機関ではありません。

また、検査結果は諏訪南清掃センターで閲覧できるほか、地元区住民と運転状況に関する話し合いを定期的に関催し、排ガス等の運転データについてご説明をさせていただいております。

計画する灰溶融施設につきましても、同様な検査態勢及びデータの開示方法を予定しております。

[今回の質問(質問3- への回答について)]

国の基準は最低限守らねばならない基準であって、必ずしも安全を100%保障するものではありません。また、検査結果が出る前に次の検査を依頼することは可能であり、なんら問題があるとは思えません。

組合独自の基準を設ける予定はありますか。

質問3-

ダイオキシンについては、「検査結果が出るまでに1ヶ月～数ヶ月掛かり、技術的に難しい」との説明でした。しかし、検査結果が出てから炉を停止しても全く間に合いません。国の基準どおり、年1回では不十分です。すでに連続監視できる技術は確立されており、この地域の特性を生かし先進的事例として導入する考えはありますか。

< 回答 >

国の基準に従って実施する予定ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

[回答]

国が定める基準につきましては、信頼のおけるものであると考えております。

ダイオキシンの測定回数につきましては、第3回説明会における質問への回答として、年2回程度実施する方向で検討したいとご説明をさせていただいております。

[今回の質問(質問3- への回答について)]

現在稼働している焼却施設と、今回計画されているものはまったく別物であり、これまで公害や健康被害を起こしたことがないことを根拠とするのは見当違いです。さらに最新であることがさも安全であるかのように言っていますが、最新の装置や設備というのはつまり稼働実績の少ないモノであって、安全面に限らず信頼性は低いものです。加えて、「導入する機種がまだ決まっていないから根拠は示せない」と言っていますが、6方式 13 社まで絞り込まれているのですから、それぞれについての根拠を示してください。

質問3-

灰溶融炉の煙突からは、ダイオキシンや、鉛、水銀、カドミウムなどの有害な重金属がでます。それらは、数年から数十年経って、不妊症、胎児の奇形、ガン、子供の発達障害などを起こすものです。住民説明会で、矢崎組合長は「この施設によって、人体に被害が出ることは 100%ない」と言われていましたが、その根拠となる調査結果か論文を教えてください。

< 回答 >

諏訪南清掃センターは昭和知年から 32 年間、現在の場所で稼働していますが、公害や健康被害を起こしたことはありません。

新たに整備する灰溶融施設は、最新の排ガス処理装置や運転設備を装備することから、最新で安全な施設ということになります。

[回答]

当組合では、現在稼働しているごみ焼却施設である諏訪南清掃センターと計画する灰溶融施設の安全・安心に関する考え方につきましては、別のものであるとは考えておりません。

地元区及び富士見町で開催する住民説明会におきましても、諏訪南清掃センターのこれまでの稼働実績を事例として挙げ、安全・安心に関するご説明をさせていただいており、関係市町村、議会、地元区住民をはじめ多くの方々のご理解を得ております。

貴ネットワークが、前回の回答について「見当違い」、「さも安全であるかのように」と評しておられることは誠に残念なことと考えております。

[今回の質問(質問4- への回答について)]

質問に対する回答になっていません。

「高度な知識経験を有する専門家」とは何者でしょうか。これまで全国各地で事故やトラブル、コスト面での行き詰まりなどによって運転停止に追い込まれた施設を選定したのも、やはり同様に「高度な知識経験を有する専門家」でした。知識経験のみを選定基準にするのは誤りだと思われまます。

また、日程や手順は適切かどうか、我々住民はそれを知る権利があります。

判定委員選出の基準、日程、手順について、納得いく回答をしてください。

質問4-

判定委員選出の基準、日程、手順。

< 回答 >

判定委員会は、総合評価入札を導入する場合における落札者の選考組織のため、高度な知識経験を有する専門家によって構成されます。

委員会の日程等につきましては、同委員会において決定する事項となります。

[回答]

前回の回答で、ご理解願います。

[今回の質問(質問4- への回答について)]

判定委員会は、必ずしも「高度な知識経験を有する専門家」によって構成される必要は無いと思われます。むしろ何も知識の無い者が入ることによって、専門家が想像もつかなかったような不安要素が指摘されることもあり、両者が意見を交わすことによって問題点が事前に取り除かれることも大いに有り得ます。

また、この回答を見ていると、まるで「住民はまったく知識を持っていない」と読みとれ、不快感を禁じ得ません。確かに、我々を含めて住民の多くは専門的な知識を持たない素人です。ですが、あえて言わせて頂けば、専門知識の無い素人(一般人)が理解できない説明しか出来ない者は真の意味での専門家とは言えません。

素人にとって「専門用語」とは外国語にも等しいものであります。真の専門家とは、外国語を日本語に訳すように、専門用語を素人にも理解できる言葉に訳す翻訳者としての能力も身に着けていなければならないものです。

全ての問題点を洗い出し解決するため、専門家の専門性を判定するためにも、判定委員会に住民の代表を入れてください。

質問4-

判定委員会に住民の代表を入れる考えはありますか。

< 回答 >

判定委員会は、総合評価入札を導入する場合における落札者の選考組織であり、高度な知識経験を有する専門家によって構成する必要がありますので、住民代表を加えるといった考えはありません。

[回答]

前回の回答で、ご理解願います。

[今回の質問(質問4- への回答について)]

質問に対する答えになっていません。

何をもって非公開とするのかその根拠を示してください。逆に、公開することによってどのような支障があるのか、その理由でも結構です。

質問4-

判定委員会はすべて公開にすべきだと考えますが、いかがですか。(非公開とする場合、その理由)

< 回答 >

判定委員会は、総合評価入札を導入する場合における落札者の選考組織ですので、委員会の会議は非公開とする予定ですが、選考の経過及びその結果につきましては情報公開する予定です。

[回答]

非公開とする理由につきましては、前회のご質問に対して明確にお答えしておりますので、ご理解願います。

[今回の質問(質問5- への回答について)]

質問に対する答えになっていません。

「諏訪南行政事務組合灰溶融施設整備検討委員会運営規定」とは、検討委員会の運営に関する規定であり、検討委員会が終了し報告書も提出された現時点では情報公開を阻む理由にはなりません。

6方式13社が決まっており、処理する規模も15t/日と決まっていますので、自ずと各社が製造している機種は決まってくると思われます。

検討委員会で選定された、13社すべてのメーカー名と機種名を教えてください。

質問5 -

検討委員会で選定された13社すべてのメーカー名と機種名を教えてください。

< 回答 >

検討委員会では、当組合に技術提案のあったH方式、23社について安全面、実績面、機能面等から技術評価を行い、6方式、13社について推薦しています。

このメーカー名につきましては、「諏訪南行政事務組合灰溶融施設整備検討委員会運営規程」第3条第2項の規定により公表していません。

なお、検討委員会では機種の選定は行っていませんので、ご承知いただきたいと思います。検討委員会が推薦する溶融方式は次のとおりです。

- ・ 表面溶融式 ・ 酸素バーナー式 ・ ローターキルン式
- ・ テルミット式 ・ 交流電気抵抗式 ・ 直流電気抵抗式

[回答]

検討委員会運営規程第3条第2項第1号ウに、「会議を公開することにより、法人等の活動利益を明らかに害する事項」については公開しないと規定されており、委員会解散を理由に公開されるものではありませんので、ご理解願います。

入札に参加する者につきましては、入札事務が開始された段階で公表することになります。

[今回の質問(質問5 - への回答について)]

検討委員会が推奨する6方式13社の中には、指名停止処分を受けたメーカーが5社含まれていますが、指名停止処分を受けた時点で候補から外するのが道理ではないでしょうか。何故、未だに6方式13社なのか納得いく説明をしてください。

質問5 -

談合で長野県が入札停止にしているメーカーを使うべきではないと考えますが、どのように考えますか。

< 回答 >

競争入札妨害等の事件に関与したことが明らかな者については、指名停止(保留)処分の対象となります。当然のことですが、指名停止(保留)処分を受けている者は、入札に参加することはできません。

[回答]

検討委員会の答申で推薦されたものが6方式13社であり、ご質問の入札事務での入札参加指名とは関係がありませんので、ご理解願います。

[今回の質問(質問6 - への回答について)]

諏訪南行政事務組合ではこれまでごみ減量化について取り組みは行っておらず、またその権限も無いと解釈してよいのでしょうか。であるならば、説明会において矢崎組合長は「ごみ減量化」につながる意見を求められましたが、その意見はどのように活かされるのでしょうか。

質問6 -

ゴミ減量の取り組みの事例と成果はどの程度でしょうか。

< 回答 >

当組合では、茅野市、富士見町、原村の3市町村が清掃センターに持ち込む可燃性一般廃棄物、いわゆる「燃えるごみ」の焼却処理及びその焼却灰をそれぞれの市町村が管理する最終処分場へ運搬するという二つの業務を担当しています。

全国的に増加傾向にあるごみの減量化につきましては、圏域の茅野市、富士見町、原村の3市町村が担当していますので、具体的な取り組み事例等につきましては3市町村の担当部署へお聴きいただきたいと思えます。

わたしたちの圏域では、住民や事業者の方々とともに様々な取り組みが行われ、ここ数年の間、燃えるごみはほぼ横ばいの状態で推移してまいりましたが、平成17年度になり、清掃センターへの搬入量がついに25,000トンを超える状況になりました。

このような状況を受け、本年3月に開催した当組合正副組合員会議において、これまでの3市町村がそれぞれに行ってきたごみ減量化への取り組みを見直すとともに、今後は3市町村の住民、事業者、行政が一体となって取り組んでいくことが確認され、本年6月に「諏訪南ごみ減量推進会議」が活動を開始しました。

当組合では、この推進会議の事務局を諏訪南清掃センターが担当させていただき、圏域のごみ減量の推進に取り組んでまいります。

[回答]

富士見町で開催する住民説明会は、当組合の正副組合員である茅野市長、富士見町長、原村長が揃って出席しております。

ごみ行政を担当する市町村のトップが全員揃って、住民の方々のご意見をお伺いしておりますので、それぞれの市町村における施策として生かされていくものであると考えております。

また、ごみ減量推進会議では容器包装プラスチック類の分別収集に関する意見を提言書としてまとめ、近く、3市町村に提出する運びとなっており、3市町村ではこの提言に沿う形でごみ減量施策を推進してまいりたいと考えております。

[今回の質問(質問6 - への回答について)]

「大変な時間を要する困難な課題」であれば尚更、一刻も早く、そして強力に取り組まなければならないのではないのでしょうか。また、社会の経済構造は待っていれば独りでも変革するものではありません。それを成し遂げるためには行政・企業・住民が一丸となって取り組む努力が欠かせないと思われませんが、そのためにはごみ減量推進委員会の透明性を上げ、住民がもっと参画できるように開かれるべきではないのでしょうか。

具体的に言えば、やはり「ごみ減量推進委員会」をオープンなものにし、住民代表を増やす。住民や事業者からのごみ減量につながるアイデアを募集し、その中で直ちに実行できるアイデアは積極的に採用し、モデル地区を策定して実際に行ってみる。アイデアの全てを一度に実行することは不可能だが、モデル地区一つでアイデア一つの試行で十分だろうと思われる。茅野市 57,101 人・富士見町 15,529 人・原村 7,460 人(平成17年国勢調査より)、総勢 80,090 人が力を合わせれば、実に様々な試みができることでしょう。

質問6 -

ごみ減量が難しいとすると、その理由、障害はどこにあるのでしょうか。

< 回答 >

ごみ減量のためには、20 世紀後半から続く豊かな物を追求してきたわたしたちの生活を見直し、ごみをできるだけ出さない生活スタイルに改める必要があります。

また、わたしたちの生活が変わることによって、社会の経済構造が変革していくことが不可欠ですが、このことは大変な時間を必要とする困難な課題であり、ごみ減量がなかなか進まないことの大きな理由ではないでしょうか。

[回答]

諏訪南ごみ減量推進会議の会議は、9月に開催いたしました第4回会議から原則公開されております。

この推進会議では、住民、事業者の方々から多くのごみ減量アイデアが出されており、そのアイデアの具体的な実践方法について活発に検討がされております。

その検討結果は提言書としてまとめられ、茅野市、富士見町、原村の3市町村のごみ減量施策の一助として役立てられることとなります。

ごみ減量は行政主導ではなく、住民、事業者、行政が協働してその実現を図っていくものであると考えております。

推進会議では、容器包装プラスチック類の分別収集を3市町村が来年4月から実施して可燃ごみを減量する必要があるとして、その具体的な実施方法等が提言書としてまとめ、近く、3市町村に提出される運びとなっております。

また、容器包装プラスチック類の分別収集につきましては、本年 10 月から茅野市の4地区でモデル地区を実施し、3市町村での本格導入に向けて住民意見をお聴きする予定となっておりますので、ぜひ、ご協力いただきますようお願いいたします。

[今回の質問(質問6 - への回答について)]

質問に対する答えになっていません。

住民が自主的・自発的な活動を続けても、それが他の地域と連携・連動しなければ大きな成果は望めません。そのパイプ役を担うのが行政の仕事ではないのでしょうか。また、利益追求が主目的である企業や事業者が、住民の活動を妨げないように規制をかけたり指導をすることも行政の仕事ではないのでしょうか。

今後、行政として出来ることを教えてください。

質問6-

行政、市民や企業がともに、考え、行動するためのゴミ減量のための場が必要ではないでしょうか。

< 回答 >

3市町村が取り組むゴミ減量のための施策への提言を行う団体として、3市町村の住民委員 13 人、事業者委員3人、行政委員6人の計 22 人の委員で構成する諏訪南ゴミ減量推進会議が活動を開始しました。

推進会議が提言する施策を現に実行し、かつ、真に実効あるものとするためには、できるだけ多くの方々が地域において自主的・自発的な活動を続けていくことがゴミ減量を推進するうえで最も必要なことではないでしょうか。

[回答]

今回のご質問6 - でもお答えいたしました。ごみ減量は行政主導ではなく、住民、事業者、行政が協働してその実現を図っていくものであると考えております。

諏訪南ゴミ減量推進会議は、まさに、行政、市民や企業がともに考え、行動するための場として設けられたものであり、提言されるいろいろなアイデアは、3市町村の施策として生かされ、住民、事業者、行政が協働してごみ減量を推進していくこととなります。

現在、ごみの分別や収集といった業務はそれぞれの市町村が独自に行っておりますが、推進会議の提言を受けて、できるだけ3市町村が統一する方向にもってまいりたいと考えております。

[今回の質問(質問6 - への回答について)]

質問に対する答えになっていません。

現段階で考えは無いというが、この回答からは今後も「検討にすら値しない」と読みとれます。そしてごみ減量に関しては住民の自主的・自発的な活動に依存するかのようなどの回答は責任の放棄ではないでしょうか。

今後、行政として出来ることを教えてください。

質問6-

先進的な協議会運営が行われている京都では、住民参加が可能な会員制の協議会で、部会や地域の具体的な行動を起こすための仕組みが設けられています。そのような仕組みを設ける予定がありますか。

< 回答 >

事例として挙げられました京都にある協議会というような仕組みにつきましては、当組合が主導して設けるという考えは現段階ではありませんが、ごみ減量を推進していくためには、それぞれの地域においてできるだけ多くの方々が自主的・自発的に活動していただくことが大切なことではないでしょうか。

[回答]

今回のご質問6 - でもお答えいたしました。諏訪南ゴミ減量推進会議は、まさに、行政、市民や企業がともに考え、行動するための場として、3市町村がいっしょになって設けたものであり、提言されるいろいろなアイデアは、3市町村の施策として生かされ、住民、事業者、行政が協働してごみ減量を推進していくこととなります。

[今回の質問(質問6 - への回答について)]

質問に対する答えになっていません。

質問6 - の回答内に「事務局を担当している」とありますが、推進会議への影響力がまったくないということなのでしょうか。

質問6-

現在開催されているゴミ減量推進会議の傍聴は可能ですか。また公募委員を増やすことはできますか。

< 回答 >

「諏訪南ゴミ減量推進会議」の会議の傍聴及び委員構成に関しましては、同根 進会議が決定する事項ですので、ご質問にお答えすることができません。

[回答]

諏訪南ゴミ減量推進会議の会議は、8月に開催した会議において原則公開することが決定され、9月開催の会議から傍聴者及び報道機関を入れて開催されております。

ごみ減量は行政主導ではなく、住民、事業者、行政が協働してその実現を図っていくものであると考えておりますので、事務局である諏訪南行政事務組合は、同推進会議の会議結果及びその運営方針等の決定に対し、影響力を行使するといった立場にはありませんが、ごみ減量推進のための検討がスムーズに行われるよう、事務局として鋭意努めてまいります。

[今回の質問(質問7 - への回答について)]

質問に対する答えになっていません。

現段階では何の調査も検討も行っていないという解釈でよいのでしょうか。

6方式13社がこれまでに建設した施設の実績データの提出を各社に要求することは可能と思われませんが、それすらもできないという、理由があるのでしょうか。

ライフサイクルコストの想定外の事態が起きた場合、どのような対応をするのか、具体的な説明をしてください。

質問7 -

故障があると費用がかさみますが、故障の予測はどのようにしていますか。実際に予算にどのように反映されているのか示してください。

<回答>

当組合が総合評価入札を導入する場合、施設の建設に要する費用(イニシャルコスト)及び施設の運転管理等に要する費用(ライフサイクルコスト)を合わせた入札を行う予定です。

ライフサイクルコストには、施設が通常に稼働するために必要な費用のすべてが含まれますので、現段階ではご質問にお答えすることができません。

[回答]

検討委員会において6方式 13 社を選定する段階で、各メーカーからの提出資料の検討のほか、各メーカーから説明を徴しております。

故障予測等の詳細な技術審査につきましては、今後設置を予定する判定委員会(仮称)において検討が行われた後、発注仕様書としてまとめて公開されることとなります。

修繕等に関する費用につきましては、ライフサイクルコストに包括されるものと考えております。

[今回の質問(質問7 - への回答について)]

質問に対する答えになっていません。

公開質問状には「金額を具体的にすべて挙げて下さい」と記載されているにもかかわらず、非常に大雑把な回答しか得られなかったことは残念極まりないことです。

この質問をした理由の一つには、生活環境影響調査の結果の中いくつか調査が不十分と思われるものがあったり、明らかに間違っていると思われるものがあるからです。

例えば、気象に関する調査項目の中で風向と風速を計っていますが、計測地点は建設予定地から少し離れた場所(水平方向で約50m、垂直方向で約7m)であり、また、煙突の高さを30mと仮定しているにも関わらず地上10mで牡測しています。実際に熔融炉が建設され、稼働した場合、排ガスは建設予定地の地上30mの所から放出されるのですから、風向や風速もその高さで調べなければ正確な影響予測は立てられません。

この建設予定地は大変な急傾斜地にあり、しかも道路沿いには樹木が密生しています。このような地形で谷側から南よりの風が吹いてきた場合、(風は障害物を避けて通る性質を持っているので)建設予定地に隣接する道路が風の道となりえます。

煙突の高さが30mであったとしても、建設予定地から山側に水平方向で約100mのところにある、粗大ごみ処理施設での地上高とほぼ等しい高さにはすぎません。

つまり、南よりの風が吹く条件下では、煙突から排出された直後の(化学物質等の)濃度が高いガスが道路上に吹き付けられ、そのまま道路沿いに運ばれることとなります。そうなれば焼却灰や廃棄物を運搬するトラックの運転手、粗大ごみを持ち込みに来た人、この道路を生活道路として日々利用している人(主に地元住民)、そして粗大ごみ処理施設やがれき破碎施設で働く作業員の健康が直ちに脅かされることとなります。

そういった危険性が考えられるからこそ、厳密な調査が行われて然るべきなのですが、何故行われなかったのでしょうか。担当者がその必要性に気付かなかったのか、あるいは十分な予算が配されなかったのか。実際にこの調査にどの程度の予算が配されたかが判れば原因を探る手がかりになる、というのが当質問の理由の一つです。

但し、これはあくまでも一例にすぎません。

各委託業務について、その内訳の詳細な用途を明示してください。

質問 7-

H17 年度までに掛かった灰溶融炉建設に関わる金額を具体的にすべて上げて下さい。例:生活影響環境調査(項目別の明細)、検討委員会費用(報酬、視察費)など

[< 回答 >

平成 16 年度灰溶融施設整備事業 決算額 32,623,550 円

委託料 32,623,550 円

- ・生活環境影響調査委託(16 年度支払分)19,425,600 円
- ・旧焼却炉解体に係わる計画・設計業務委託 5,565,000 円
- ・旧焼却炉解体に係わる付着物重金属類調査業務委託 103,950 円
- ・ごみ処理基本計画策定業務委託 1,134,000 円
- ・最終処分湯煙立物組成分析業務委託 1,785,000 円
- ・灰溶融施設整備調査設計業務委託(16 年度支払分)4,610,000 円

平成 17 年度度灰溶融施設整備事業決算見込額は、参考数値としてご覧ください。

決算見込額 108,399,687 円

報償費(検討委員会知識経験者委員 2 人)336,000 円

旅費(先進地視察ほか)390,728 円

通信運搬費(電話料ほか)24,348 円

手数料(振込手数料)3,696 円

使用料及び賃借料(有料道路使用料)9,500 円

工事請負費(電話移転工事)9,765 円

負担金(人件費負担金ほか)9,266,750 円

委託料 108,358,900 円

- ・生活環境影響調査委託(17 年度支払分)19,424,400 円
- ・都市計画変更図書作成業務委託 2,625,000 円
- ・灰溶融施設整備調査設計業務委託(17 年度支払分)13,870,000 円
- ・南諏用地図補正測量業務委託 157,500 円
- ・地質調査業務委託 4,977,000 円
- ・総合評価入札準備支援業務委託 4,515,000 円

○工事請負費

・旧焼却炉解体工事 62,790,000 円

償還金利子及び割引料

・組合債償還利子 31,018 円

[回答]

生活環境影響調査は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づいて適切に実施されたものであります。

昨年、その調査結果について地元住民の方々にご説明申し上げてご理解ご納得をいただいた後、法に定める縦覧等の手続きを経て県に提出受理されており、信頼できる調査結果であります。

ご質問の風の観測方法につきましては、環境省「地上気象観測指針」に基づいて行われております。

この指針の第 6 章、6.2 観測、6.2.3 観測条件として、「風の測器は、平らな開けた場所を選んで、独立した塔または支柱を建て、地上 10m の高さに設置することを標準とする。」と定められ、また、「このように、理想的な測器の取付ができない場合でも、平らな開けた場所における地上 10m の高さという条件にできるだけ近い設置場所を選ぶ。」と規定されております。

今回の生活環境影響調査は、地上気象観測指針が標準の観測条件と定める方法により行われております。

なお、当組合が執行したすべての事業につきましては、監査員及び議会での審査において、適正に執行されたものとしてご承認をいただいております。決算資料等につきましては条例の定めるところにより公開されているところです。

いずれにいたしましても、安心・安全な施設の導入を図ってまいりますので、ご理解願います。

[今回の質問(質問 7 - への回答について)]

「毎年度の人口を勘案して算出する必要があり、正確な額を算出することができません」とありますが、茅野市・富士見町・原村での人口の将来推計を用いての概算で結構やすので、現段階で予想されている額を教えてください。

質問 7-

H18 年度以降の建設コストについて

- 1.総工費
- 2.国からの補助金
- 3.各自治体の負担額

< 回答 >

灰溶融施設整備事業(実施計画から)

- ・ 総事業費 2,224,214,000 円
- ・ 国庫支出金 578,100,000 円
- ・ 構成市町村の負担額につきましては、各年度毎に均等割 20%、人口割り 80%で算出します。

実際の負担額につきましては、工事請負費、委託費、地方債の支払利子等を積算し、年度毎の人口を勘案して算出する必要があり、正確な額を算出することができませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

[回答]

前回のご質問でお答えしたとおりですので、ご理解願います。

[今回の質問(質問 7 - への回答について)]

6方式13社(4方式8社)それぞれに対して資料請求を行えば、稼働中の同方式施設の実績などから運営コストを予測することは可能であると考えられます。現段階で計画されている、運営コストと各自治体の負担額を教えてください。

	総額	茅野市	富士見町	原村
灰溶融炉年間運営コスト				
各自治体の負担額				
一人当たりの負担額				

質問 7-

運営コストについて(下の表を埋めてください)

	総額	茅野市	富士見町	原村
灰溶融炉年間運営コスト				
各自治体の負担額				
一人当たりの負担額				

< 回答 >

質問 7- の回答でも述べましたが、当組合で総合評価入札を導入する場合、施設の建設に要する費用(インシヤルコスト)及び施設の運転管理等に要する費用(ライフサイクルコスト)を合わせた入札を行う予定です。

ライフサイクルコストには、施設が通常稼働するために必要な費用のすべてが含まれますので、現段階ではご質問にお答えすることができません。

[回答]

前回のご質問でお答えしたとおりですので、ご理解願います。

[今回の質問(質問 7 - への回答について)]

他の同様施設の販売実績などから、スラグの販売利益を予想することは可能なはずですが、現段階で組合はスラグの販売利益をどれくらいと見込んでいるのでしょうか。

質問7-

予定されているスラグの販売利益

< 回答 >

溶融スラグは有価物として販売します。販売価格につきましては、施設の稼働までに市場調査を実施したうえで適正に設定します。

[回答]

前回のご質問でお答えしたとおりですので、ご理解願います。

[今回の質問(質問8への回答について)]

添え付けた表へのO or Xでの回答を要求しましたが、何故これを無視されたのでしょうか。

また、第4回説明会に向けて、どのような広報活動を行う予定でしょうか。

第4回全体説明会(10月21日)

広報媒体	茅野	原	富士見
広報			
有線			
インターネット			
折り込みチラシ			
新聞広告			
その他			

8 説明会について

各自治体でどのような広告媒体を用いて、広く住民に告知をしているのか。

(O or Xでお答え下さい)

第1回全体説明会(5月21日)

広告媒体	茅野市	富士見町	原村
広報			
有線			
インターネット			
折り込みチラシ			
新聞広告			
その他			

第2回全体説明会(6月28日)

広告媒体	茅野市	富士見町	原村
広報			
有線			
インターネット			
折り込みチラシ			
新聞広告			
その他			

第3回全体説明会(8月26日)

広告媒体	茅野市	富士見町	原村
広報			
有線			
インターネット			
折り込みチラシ			
新聞広告			
その他			

< 回答 >

富士見町で開催している住民説明会につきましては、富士見町の広報紙及び有線放送により周知を図っていただいています。

地元区民及び地元区に隣接する区民の方々を対象に開催している地元説明会につきましては、その都度関係区長さんと協議して開催日を決定し、区長さんを通じて区民への周知を図っていただいています。

[回答]

前のご質問に対する回答方法につきましては、ご質問に対してできるだけ正確にお答えするために、×の記入でない方法によっております。

また、10月に開催を予定する説明会の周知方法につきましては、当組合構成市町村の広報紙に掲載していただいております。

－ 追加質問分 -

1 ダイオキシンについて

[質問]

富士見町の広報では「ダイオキシンが800度以上で分解して無害化される」と説明されていますが、「いったん分解されたダイオキシンも、冷却される際にフィルターで再合成される」と指摘する専門家の意見もあります。また、「質量保存の法則」により全ての物質は形を変えるだけで、消えることはありません。どの程度のダイオキシンが分解し、再合成され、排出されるのか。溶融炉を製造しているメーカーには実験炉等でのデータがあるはずですので、メーカーへの情報請求と、その情報を住民に公開していただけるようお願いいたします。

[回答]

当組合では、富士見町の広報に掲載された内容を基本的な考え方としております。

[質問]

灰溶融炉の炉内では、1200度以上の高温になるため、焼却灰に含まれていた有害な重金属も気化し、煙突より排出されてしまいます。水銀は、子供の発達障害や注意力低下を起こすと報告されています。また、鉛は、子供の脳に影響し衝動的で残酷な行動を引き起こすと報告されています。何種類かの魚に含まれる水銀が、妊婦や胎児にとって有害であるという理由から、厚生労働省はそれらの魚を食べ過ぎないように注意を出しています。富士見町の広報では、「ガス化した重金属はバグフィルターで飛灰として回収されます」と説明されていますが、気体の分子という小さなものがメッシュ状のフィルターで捕らえられるのでしょうか？

参考資料 Ⅳ

[回答]

当組合では、富士見町の広報に掲載された内容を基本的な考え方としております。

[質問]

灰溶融炉の煙突から出るダイオキシンや重金属の毒性は、数年から数十年後に症状が出る慢性毒性が主であり、かつ多種の化学物質による複合汚染です。

原因が多様で、症状も多様なため、因果関係を証明することが難しいものです。

将来、健康被害を生じた場合、疫学調査に数年、裁判にも数年かかり、被害認定されたとしても一部の重症患者だけであるのが、残念ながら公害認定の常となっています。

被害が発生した場合、いち早く被害者を救済することを目的とし、はじめから中立的な監視機関を設立し、健康調査を行っていくことが必要と思われますが、その考えはあるのでしょうか。無いとする場合、納得のいく理由をお聞かせ下さい。

[回答]

国が定める基準につきましては、信頼のおけるものであると考えております。
当組合としても、ご指摘のような公害被害を発生させない施設の導入及び運転管理態勢を確立いたします。

2 公害防止協定について

[質問]

2002年3月に、福井県敦賀市の産廃処理施設が公害を起こした際、市民は「廃棄物の撤去」と「損害賠償」を市長に求めたが、「公害防止協定は紳士協定であり、法的強制力は無い」「損害賠償は時機を見て実施する」と答えたのみでした。

万が一にも公害が発生した場合に、正常に機能しない「協定」では何も意味を持たないと考えられます。敦賀市で起きたような不幸な事例が繰り返されないよう、何らかの強制力を伴う協定を結び、またその中で公害発生時の保障のことなども事細かに定めておく必要があるのではないのでしょうか。

[回答]

施設建設に伴う安全・安心に関する協定について、地元区及び関係周辺区と近く締結する予定です。
ご意見を参考にさせていただきます。

3 緊急時マニュアルについて

[質問]

この世の中に100%壊れない(事故を起こさない)モノなどありません。

1200度以上の高温状態になる溶融炉の場合、故障やトラブルを事故に繋げないよう、そして万が一め事故を被害に繋げないようにするために、緊急時作業マニュアルを作成して作業員に徹底させること、緊急時避難マニュアルを作成して住民に配布し、避難訓練の実施が必要と思われます。そういったマニュアルの作成、準備はされているのでしょうか。

[回答]

今後予定する入札にあたっては、運転管理に不可欠なマニュアルの作成及び運転員の教育訓練等の要件に問する事項は、最重要事項のひとつとして考えております。

4 排ガスに含まれる化学物質について

[質問]

煙突から排出されるガスの中には、安全基準によって規制されている以外にも様々な化学物質が含まれており、その中には人体への有害性が指摘されているものも少なくありません。13社の溶融炉製造メーカーには排ガス中に含まれる様々な物質のデータがあるものと思われます。各社への情報請求と住民への公開をしていただけませんか。

[回答]

今後設置を予定する判定委員会(仮称)において、排ガス中の有害物質の除去施設の性能を検討し、判定基準を策定する中で各メーカーから聴取することになります。

判定委員会(仮称)が策定する判定基準は、入札の前に公開されます。

5 「廃棄物処理施設建設工事の入札・契約の手引について」からの質問平成18年7月に環境省から「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」が出されました。この手引きは、“廃棄物処理施設建設工事が、競争性・透明性が高く、公正・公平性が確保されるように契約され、長期的かつ総合的に品質・経済性の面で優れた工事が施工されることを目指すものである。”という位置づけの基に作成されたものです。この手引きに、総合評価落札方式についての記述がありましたので、この手引きから質問をさせていただきます。

[質問]

この手引きでは、“「経済性に配慮しつつ価格以外の多用な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約」を実現する「総合評価落札方式」を廃棄物処理施設建設工事の発注・選定方式の基本とし、積極的に導入することを推奨する。”とあります。つまり、第一条件として経済性に配慮がなされていなければなら

ず、安全性・機能性・環境保全性に優れていれば価格は天井知らずであっても良いなどというものではありません。

まだ価格と価格以外の要素として、維持管理費を含む総合的なコスト削減、廃棄物処理施設の性能・機能の向上、資源循環、エネルギー回収、CO2 対第等の社会的要請への対応等の事項を含めて総合評価して落札者を決定する。”こと。

“廃棄物処理施設建設プロジェクトを行う市町村等は、プラントメーカーの見積書のみによって予定価格を作成するのではなく、積極的に他市町村の既存契約事例の情報を収集分析し、より適正な予定価格の作成に取り組むことが必要である。

こういった取組により、価格の透明性が確保されるとともに、新しい技術の導入によるものを含め、コスト縮減効果も期待できる。”ことが挙げられています。

予定価格の作成や、価格以外の要素の評価をするにあたっては情報の収集・分析が重要となります。前回質問状への回答では、「他の同様施設と比較する性質のものではありませんので、特に把握することはしていません」との回答が散見されますが、環境省は把握を行うことを推奨しています。

情報の収集・分析を行い、その結果を公開してください。

質問 1-

の掘り返した灰を溶融している施設の中で、掘り起こし現場と溶融施設の離れている例がいくつありますか。あれば場所と搬送距離を教えてください。

< 回答 >

当組合が計画する掘り起こし場所は、茅野市と南諏衛生施設組合の2ヵ所あります。他の同様施設と比較する性質のものではありませんので、特に把握することはしていません。

[回答]

総合評価方式の入札を導入する場合、基本的にこの手引きを参考にして実施してまいりたいと考えております。入札事務に必要な情報収集につきましては、当然のことながら実施するものであり、その結果につきましては判定委員会が策定する判定基準として入札前に公表されます。

[質問]

総合評価落札方式においては、入札前の工事内容の確定化が重要であるとされています。すなわち、機能・効率・能力等の性能仕様を主体とする発注仕様書がすでに入札前に確定していることとなります。この機能・効率・能力等の性能は、住民の安全を守るという観点から、非常に重要なものであり、本来であればその決定過程に住民が関与するのは当然であると考えられます。発注仕様書の内容は、どこでどのような形で決定されるのでしょうか？ 判定委員会で決定されるとするならば、その委員会に住民が参加することは当然必要であり、また発注仕様書は事前に公開される必要があると考えますが、いかがでしょうか？

[回答]

発注仕様書につきましては、その素案となるものの作成は完了しており、今後設置を予定する判定委員会(仮称)において、たたき台として資料提供することになります。

また、発注仕様書は、手引きにあるように、入札の前に公開されることとなります。

なお、判定委員会(仮称)への住民参加につきましては、前段のご質問にお答えいたしましたとおりです。

[質問]

総合評価落札方式では、仕様書の確認だけでなく提案者からのヒアリングを行い、技術提案の改善を求め、改善を提案する機会を与え、技術審査・評価を行うとあります。検討されている総合評価落札方式においてはそのような方式をとられるのでしょうか？ この過程は、密室の中で行われるのではなく、当然住民も参加することができると理解してよろしいのでしょうか？

[回答]

総合評価落札方式を導入する場合、手引きを参考として入札事務が行われることとなります。

なお、判定委員会(仮称)への住民参加につきましては、前段のご質問にお答えいたしましたとおりです。

[質問]

この手引きの第1章のはじめに、“今後、市町村は、廃棄物処理事業の収支や、廃棄物の処理に要した費用と廃棄物処理に伴う効果、とりわけ施設建設工事においては環境保全設備の整備費用と環境保全効果の説明を納税者である住民に対して積極的に情報提供していく必要がある。こうした住民との対話を通じ、費用対効果

のより高い施設建設・運営や、廃棄物の排出抑制を促し資源循環を高める処理方式を地域において選択できるように取り組むことが重要である。"との一節があります。納税者である住民は情報を知る権利を有するものであり、灰溶融炉の建設計画に関わるあらゆる情報が公開されることを望みます。また、よりよい地域づくりを行うためにも行政と住民とが積極的に意見を交換し、取り組みを行えるような場を設けていただけますよう、併せてお願いいたします。

[回答]

ご意見を参考にさせていただきます。

以上